

おうちでかんご

みつばさ訪問看護ステーション



みつばさ

いつまでも、その人らしさを考え続ける。
そういう介護を目指します。



みつばさ訪問看護ステーション

所在地: 〒395-0806 長野県飯田市鼎上山3800-5-2

TEL: 0265-49-0732 FAX: 0265-49-0733

みつばさ訪問看護ステーションしもすわ

所在地: 〒393-0067 長野県諏訪郡下諏訪町字矢木東219-76大門Ⅱ 2F

TEL: 0266-78-6712 FAX: 0266-78-6713

みつばさ訪問看護ステーションたかもり

所在地: 〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田2964-188 2F

TEL: 0265-49-0981 FAX: 0265-49-0971

みつばさ訪問看護ステーションサテライト

所在地: 〒395-0153 長野県飯田市上殿岡692-2

TEL: 0265-49-4305 FAX: 0265-49-4306

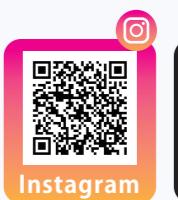
株式会社 みつばさ

[本社住所]長野県飯田市鼎上山3800-5

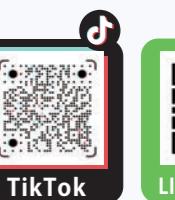
TEL / 0265-48-5805 FAX / 0265-48-5801



公式 HP



Instagram



TikTok



LINE WORKS



いつまでも、その人らしさを考え続ける。
そういう介護を目指す。

もくじ ▼

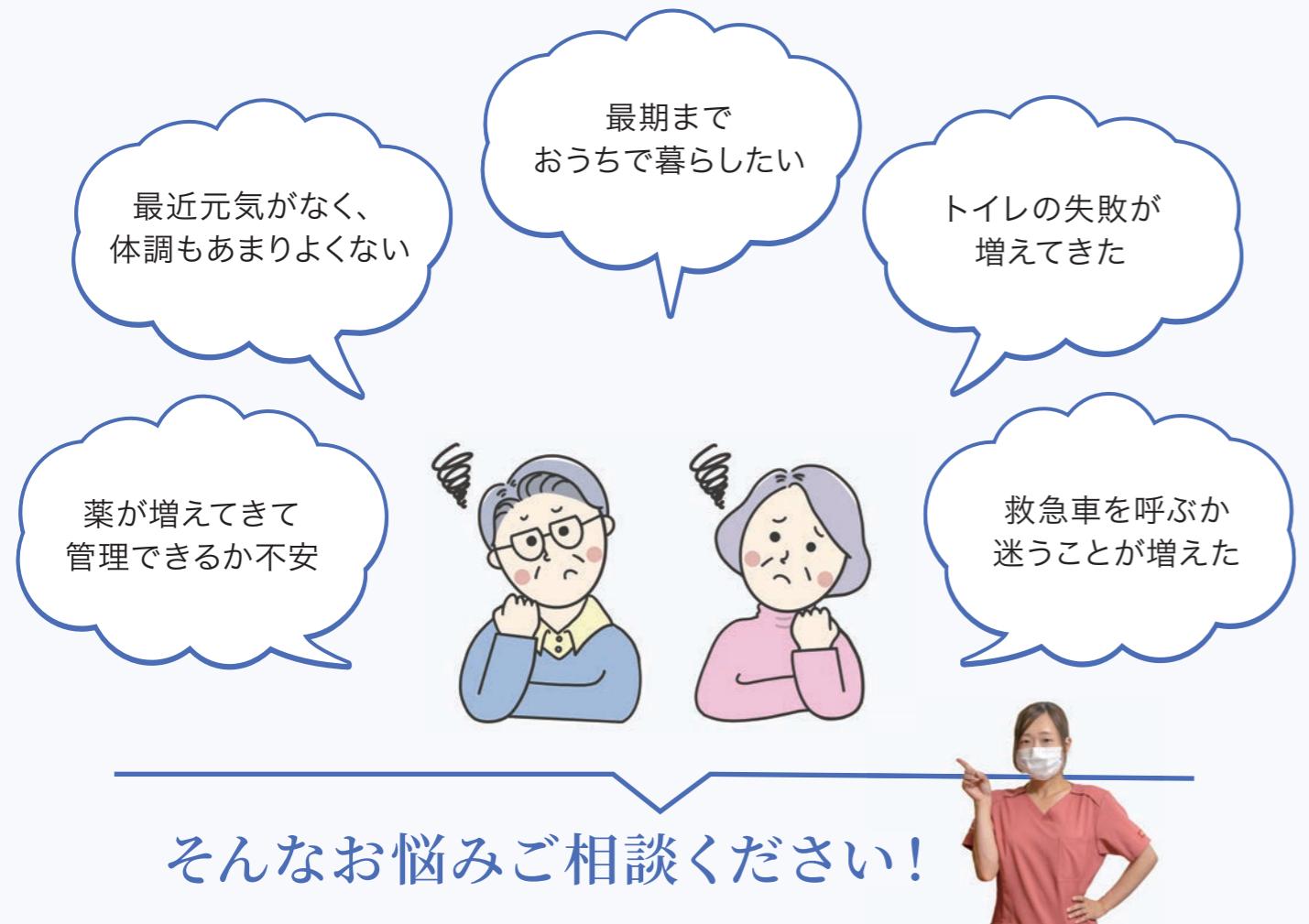
- 1 | こんなお悩みありませんか？**
- 2 | サービス内容**
- 3 | ケア・工夫**
- 5 | みつばさの強み・ご利用までの流れ**
- 6 | 利用者様の声・Q&A**
- 7 | ご利用料金**

訪問看護とは？

看護師が住み慣れたおうちに訪問し、
その人らしく生活が送れるように主治医の
指示のもと健康状態の悪化防止や、回復
に向けてお手伝いします。



こんなお悩みありませんか？



そんなお悩みご相談ください！

みつばさ訪問看護ステーションでは、
看取り・重症だけでなく **予防看護** にも力を入れています。



ご病気や障がいをお持ちでも
おうちに過ごしたい方



今の健康状態をできる限り維持し、
これからも健康でいたい方

等々…

幅広い方にご利用いただけます！

日常生活の看護



- 全身状態の観察
- 病状悪化の防止、回復
- コミュニケーションの援助
- 寝たきり、床ずれの予防
- 栄養、食事摂取のケア
- 清潔、排泄のケア
- 服薬の管理
- 療養環境の整備

病状や体調の急な変化への対応



- 24時間体制で緊急の電話に対応(365日当番体制)
- 必要時、緊急時の訪問等

健康状態の観察と助言



- 体温、脈拍、血圧、
血中酸素飽和度測定
- 病状の観察と助言、
悪化防止と回復
- 栄養状態の管理

認知症、精神疾患をお持ちの方への看護



- 認知症への対応方法
- 生活リズムの調整方法
- 事故防止のアドレス
- 心身の状態観察
- 本人と家族の相談
- 社会参加への相談
- コミュニケーションの援助と助言など

医療的処置管理



- 点滴、カテーテルの管理
(胃ろう、膀胱留置カテーテル等)
- 床ずれ、創傷の処置
- 在宅酸素、人工呼吸器等の
医療機器装置の方の看護
- その他医師の指示による
処置、管理

ご家族、介護者の支援と相談



- 日常の健康相談
- 介護、介助に関する相談
- 不安やストレスの相談
- 介護用品の相談
- 介護者の休養に関する
相談等

リハビリテーション



- 体位変換、関節などの
運動や動かし方の指導
- 日常生活動作の訓練
- 生活の自立支援

ターミナルケア(終末期の看護)



- 痛みのコントロール
- 療養生活の援助
- 療養環境の調整
- 本人、家族の精神的支援
- 看取り体制の相談、助言

■こんなケア・工夫をしています



まずはしっかりとご相談

- お身体の状態や、お困りごと、お食事や、お薬のことなどお聞きいたします。
- ご利用者様と寄り添う時間をお作りいたします。



認知症・精神疾患をお持ちの方へ

- 認知症や、その他の精神疾患をおもちの方もご利用いただけます。
- 心身の状態や生活リズム、お薬の管理などお話を聞きした上でアドバイスさせていただきます。



おうちでできる治療

- 病院と同じように治療が受けられます。
- 注射や、点滴、医療機器の管理も行います。
- 床ずれ、キズの処置をします。
- 医療の指示により処置を行います。



安楽に暮らせるサポート

- 状態に合わせて、入浴のお手伝いや、清拭等でお身体の清潔な状態を保ちます。
- 負担のない排泄の方法をお伝えします。
- お薬の飲み忘れを防ぐ工夫をします。
- バランスの良い食事や、お部屋の環境整備などもアドバイスいたします。



急な体調の悪化でも即サポート

- 夜中や、休日に急に具合が悪くなってしまった時 24時間365日お電話をお受けし、対応を判断いたします。
- 必要な時は緊急で訪問いたします。



おうちの方・介護者の支援と相談

- 介護に関することや、介護用品、介護者の休養へのアドバイスをさせていただきます。
- おうちの方の不安や、ストレスケアなど周りの方に関することも対応させていただきます。

終末期の介護(ターミナルケア)

- 住み慣れたおうちで最期まで穏やかに過ごしていただけるように援助させていただきます。
- 痛みや、苦痛を和らげながらお身体や、心のケアをさせていただきます。

医師、ケアマネへこまめに報告

- 小さな身体の変化も医師や、ケアマネージャーに報告いたします。
- 医師からの病状に関するお話をわかりやすく説明させていただきます。

■ みつばさの強み

予防看護

今もてる力を失わないように看護師が予防医学・看護の観点から支援し、健康の維持・向上の実現を目指します。

精神科 訪問看護対応

国から精神科の加算認可を受け、精神科専門スタッフによる対応ができます。認知症に限らず、それ以外の精神疾患をおもちの方にも対応しております。

24時間365日対応

病院に行くべきか迷うとき、不安に感じる夜間や休日もお電話を頂ければ対応いたします。

ターミナルケア

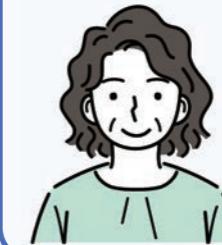
残された時間をおうちで心穏やかに過ごしていただけるように痛みや不安等を緩和し、その人らしさを保つことを大切にしています。ご家族のケアも行います。

自分の母親が余命宣言を受け、責任感と不安でいっぱいでしたが、手厚い看護で優しく接していただき、家族にも優しい言葉をかけて下さり救われました。介護について丁寧に教えてくれたり、困った時はすぐ対応していただき、短い時間ではありましたが、大事な時間を自宅で過ごすことができました。



家族みんなで看取ることができるように配慮していただきました。

もともとよく喋って冗談を言う母だったので訪問看護に来ていただけるようになってから、病気になる前の母の状態に少しずつ戻ってきていてとても嬉しいです。これからも看護師さんたちに来ていただきたいと思っています。



■ ご利用までの流れ

STEP 1



まずは相談から
かかりつけの医師、ケアマネ、またはみつばさ訪問看護ステーションへ直接ご相談ください。

STEP 2



診断を受ける
かかりつけの医師に診断をしていただきます。

STEP 4



ご利用開始
みつばさ訪問看護ステーションのご利用開始です。

STEP 3



診断書の作成・訪問看護の指示を受ける
かかりつけの医師から診断書の作成・訪問看護の指示をいただきます。

Q & A

Q 夜に定期的に訪問してもらうことはできますか？

A もちろんございます。
24時間365日いつでも訪問いたします。

Q 夜困ったときに電話してもいいですか？
なんだか遠慮してしまいます…

A 夜間担当の看護師が待機していますのでいつでも安心してご連絡下さい。

Q 毎回同じ看護師さんが訪問に来てくれるのですか？

A 担当の看護師がいますが、勤務の都合で他の看護師が訪問する場合もございます。

Q 訪問中に料理や洗濯などの家事はやってくれますか？

A 申し訳ございませんができません。
必要であればケアマネージャーなどにご相談ください。

Q 受診などの外出に同行してくれますか？

A 基本的にはお受けできません。
リハビリスタッフとリハビリ目的の外出は可能ですが、看護師による外出同行はできかねます。

ご利用料金例

介護保険をお持ちの方

※1割負担の場合

例) 週に1回、1時間の訪問を月に4回行う場合

訪問1回あたり …… **823円(1回目)**

1か月あたり …… **3,292円 + 初回加算300円 緊急時600円**

合計 4,192円(翌月以降 3,892円) ※利用者様の状態や、ご希望に合わせて算定させていただきますので変動がございます。

例) 週に1回、30分の訪問を月に4回行う場合

訪問1回あたり …… **471円(1回目)**

1か月あたり …… **1,884円 + 初回加算300円 緊急時600円**

合計 2,784円(翌月以降 2,484円) ※利用者様の状態や、ご希望に合わせて算定させていただきますので変動がございます。

医療保険の場合

※1割負担の場合

例) 週に1回、30分～90分程度の訪問を月に4回行う場合

月の初回の訪問 …… **1,320円(1回目)**

2回目以降 …… **860円**

※そのほか必要な加算を算定

公費などを使用する場合所得に応じ支払い料金に上限がございます。

memo

No. _____
Date : :